



安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社
 東京都中央区日本橋本町4-3-8
 担当
 TEL(03)3270-2701
 FAX(03)3270-2720
 緊急連絡 同上
 改訂日 2021/11/16
 SDS整理番号 03450250

製品等のコード : 0345-0250、0345-0260、0344-9156

製品等の名称 : m-クレゾール

推奨用途 : 試薬

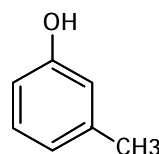
参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
 合成樹脂原料、消毒剤、医薬・農薬原料、ワニス溶剤など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体	: 区分4
健康に対する有害性	
急性毒性 (経口)	: 区分3
急性毒性 (経皮)	: 区分3
皮膚刺激性/刺激性	: 区分1A
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: 区分1
発がん性	: 区分2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分1 (中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、 肝臓、腎臓)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分1 (中枢神経系、心血管系、腎臓)、 区分2 (呼吸器、血液系、肝臓)
環境に対する有害性 水生環境有害性 短期(急性)	: 区分2



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

可燃性液体
 飲み込むと有毒 (経口)
 皮膚に接触すると有毒 (経皮)
 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
 重篤な眼の損傷
 発がんのおそれの疑い
 中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓の障害
 長期又は反復ばく露による中枢神経系、心血管系、腎臓の障害
 長期又は反復ばく露による呼吸器、血液系、肝臓の障害のおそれ
 水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 ミスト、蒸気、粉じんなどを吸入しないこと。

取扱い後は、よく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。直ちに医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 気分が悪い時は医師に連絡すること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
化学名	: m-クレゾール (別名) 3-メチルフェノール、m-メチルフェノール、クレシル酸、 m-ヒドロキシトルエン、m-ヒドロキシトルエン (英名) m-Cresol、3-Methylphenol、Cresylic acid、 m-Hydroxytoluene、M-cresol (EC名称)、 Phenol、3-methyl- (TSCA名称)
成分及び含有量	: m-クレゾール、98.0%以上
化学式及び構造式	: C7H8O、HOC6H4CH3、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	: 108.14
官報公示整理番号	化審法: (3)-499、(4)-57 安衛法: 4-(10)-151
CAS No.	: 108-39-4
EC No.	: 203-577-9
韓国: 化評法/化管法	: 事故警戒物質 (KE-24793 「m-Cresol」) 登録対象既存化学物質 「m-Cresol ; 3-Methylphenol」
危険有害成分	: m-クレゾール ・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 141 表示対象物 政令番号 141 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等 作業環境測定基準、作業環境評価基準 ・毒物劇物取締法 劇物 「クレゾール」 ・化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 1-86 (99%) [ただし、R5年4月1日から「1-110」に変更] ・消防法 危険物第四類第三石油類 非水溶性液体

4. 応急処置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 速やかに皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 洗浄開始が遅れたり、洗浄不十分の場合は、皮膚障害のおそれがある。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された作業衣は作業場から出さない。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	: 直ちに医師に連絡する。 直ちに、清浄な水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくりF水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拵げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、洗浄を続ける。 眼の洗浄が遅れたり、不十分の場合は、眼の障害のおそれがある。

- 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。
 直ちに口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。強制的に吐かせると、嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませて無理に吐かせない。
 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。
 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :
 吸入 ; 咳、咽頭痛、灼熱感、頭痛、吐き気、嘔吐、息切れ、息苦しさ
 皮膚 ; 皮膚に吸収される可能性あり。発赤、痛み、水疱、皮膚熱傷
 眼 ; 発赤、痛み、重度の熱傷
 経口摂取 ; 口やのどの熱傷、のどや胸の灼熱感、吐き気、嘔吐、腹痛、ショック又は虚脱

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性である。
 粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水 (本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがあるため)
- 特有の危険有害性 : 引火点 (86) 以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
 火災中に加熱分解し、刺激性又は毒性のガスや蒸気を発生する。
 加熱により容器が爆発するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガス、粉じんなどを吸入しない。
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
 環境への排出を避けること。
- 回収、中和 : 漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
 漏洩物が液状になっている時は、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる空容器に回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
 周辺の発火源を速やかに取除く。
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
 技術的対策 : 裸火禁止。
 引火点 (86) 以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。
 ミスト、蒸気、ガス、粉じんの発生を防止する。
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。

	指定数量の1/5以上、1未満 (少量危険物) の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
局所排気・全体換気	炎、火花または高温体との接触を避ける。 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。
安全取扱い注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。
接触回避	炎、火花または高温体との接触を避ける。
保管 技術的対策	保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
保管条件	光のばく露や高温多湿を避けて保管する。 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。 一定の場所を定めて、施錠して保管する。 必要に応じ貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。 貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
混触危険物質 容器包装材料	強酸化剤 ガラスなど。 アクリル樹脂、ABS樹脂、ナイロンなど多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性 (あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要) ただし、「50」の記述がある時は50での耐薬品性を表す。

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x50 クロロプレングム(ネオプレン) 50 ニトリルゴム 50
ブチルゴム x50
天然ゴム x50 シリコンゴム x50 フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) 50
テフロン 50
軟鋼 50 ステンレス (SUS304 50 SUS316 50) チタン - アルミニウム 50
銅 50
軟質塩ビ 硬質塩ビ ポリスチレン - ABS x ポリエチレン ポリプロピレン
ナイロン x アセタール樹脂 - アクリル樹脂 x ポリカーボネート x

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	: 5ppm
許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :	
日本産衛学会	5ppm, 22mg/m3 経皮吸収あり
ACGIH	TLV-TWA 5ppm, 22mg/m3 経皮吸収あり
設備対策	: この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 作業場には囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置する。 引火点以上で取扱う場合は防ばくの電気、換気、照明機器を使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずる(アース等の使用)。
保護具	
呼吸器の保護具	: 呼吸器保護具 (有機ガス用防毒マスク) を着用する。
手の保護具	: 保護手袋 (塩化ビニル製、ネオプレン製など) を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡 (普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) を着用する。
皮膚及び身体の保護具	: 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
性状	: 無色 ~ うすい黄色
色	: 特異臭
臭い	: 弱酸 (2%水溶液)
pH	: データなし
融点	: 10.0 ~ 12.0 以上
凝固点	: 約202
沸点	: 86 (密閉式)
引火点	: 可燃性
可燃性	: 可燃性
爆発範囲	: 下限 1.0 vol% 上限 データなし
蒸気圧	: 0.013 kPa (20 /4)
相対ガス密度 (空気 = 1)	: 3.73 (計算値)
密度又は相対密度	: 1.032 ~ 1.035 g/ml (20)
比重	: 1.035 ~ 1.040 (15/4)
溶解度	: 水にやや溶けにくい (2.4g/100mL, 20)。 水酸化ナトリウム溶液に溶ける。 エタノール、ジエチルエーテル、クロロホルムに極めて溶けやすい。
オクタノール/水分配係数	: 1.96
発火点	: 626
分解温度	: データなし
粘度	: 12.9mPa・s (25)
動粘度	: 4.05 mm ² /s (50)
粒子特性	: データなし
GHS分類	
引火性液体	: 引火点は86 (密閉式) (HSDB (Access on December 2014)) であることから、区分4とした。 可燃性液体 (区分4)

10. 安定性及び反応性

安定性 (反応性・化学的安定性)	: 通常の取扱条件において安定である。 放置すると徐々に着色し、うすい紅色又は褐色となる。 (空気や光にばく露すると、徐々に着色する。)
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と混触すると、激しく反応することがある。
避けるべき条件	: 高温、日光、光、空気
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: 燃焼すると分解し、一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 = 242 mg/kg 飲み込むと有毒 (経口) (区分3) 経皮 ウサギ LD50 = 620 mg/kg 皮膚に接触すると有毒 (経皮) (区分3) 吸入 (蒸気) データ不足のため分類できない。 吸入 (ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚刺激性/刺激性	: ウサギに本物質の原液0.5 mLを適用した結果、重度の紅斑と浮腫が24時間以内に発症し、72時間以内に回復しなかったとの報告がある (SIDS (2005))。また、ウサギを用いた別の試験では、本物質の4時間適用により非可逆性の組織破壊がみられたとの報告や (EHC 168 (1995))、強度の刺激性及び腐食性がみられたとの報告がある (NITE初期リスク評価書 (2007))。以上の結果から区分1 Aとした。 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 (区分1A)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギの眼に本物質の原液0.1 mLを適用した結果、結膜、角膜、虹彩に対して強度の刺激性がみられ、72時間以内に回復しなかったとの報告がある (SIDS (2005))。また、本物質は皮膚腐食性/刺激性の分類で区分1とされている。 以上の結果から、区分1とした。 重篤な眼の損傷 (区分1)
呼吸器感作性	: データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	: データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	: 分類できない。 in vivoでは、マウス骨髄細胞の染色体異常試験及び姉妹染色分体交換試験で陰性である (NITE初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第5巻 (2006)、SIDS (2005)、DFGOT vol. 14 (2000)、EHC 168 (1995)、ATSDR

- (2008))。
- 発がん性 : EPAでC (EPA IRIS (1992)) に分類されていることから、区分2とした。
発がんのおそれの疑い (区分2)
- 生殖毒性 : データ不足のため分類できない。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 本物質は気道刺激性がある (環境省リスク評価第5巻 (2006))。ヒトにおいては、吸入すると咳、頭痛、息苦しさ、吐き気、嘔吐、咽頭痛、意識喪失、経口摂取では腹痛、頭痛、灼熱感、眩暈、感覚鈍麻、ショック/虚脱、意識喪失、中枢神経系への影響との記述がある (環境省リスク評価第5巻 (2006))。実験動物では、ラットの吸入ばく露 (エアロゾル) 58 mg/m³ (0.058 mg/L) で神経筋興奮、痙攣、血尿、ラットの経口投与242 mg/kg以上で活動低下、振戦、痙攣、衰弱、死亡個体で消化管の炎症、肺、肝臓、腎臓の充血、また、動物種や用量等不明であるが、流涎、協調運動失調、筋収縮、筋力低下、呼吸困難、嗜眠、昏睡、尿細管損傷、結節性肺炎、肝臓のうっ血、肝細胞壊死の報告がある (生存動物かどうかは不記載) (NITE初期リスク評価書 (2007)、ATSDR (2008)、SIDS (2005)、PATTY (6th, 2012)、厚労省既存化学物質毒性データベース (Access on December 2014))。実験動物における吸入、経口の所見はいずれも区分1に相当するガイダンス値の範囲であった。以上より、本物質の所見としては気道刺激性、中枢神経系への影響が考えられるが、o-、p-の各異性体、クレゾール (混合物) における共通した影響として中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓への影響が認められていることから、異性体である本物質においてもこれらの物質と横並びの分類とすることが合理的と考えられた。従って、区分1 (中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓) とした。
中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓の障害 (区分1)
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : ヒトで本物質単独ばく露による有害影響の知見はないが、クレゾール混合物の蒸気 (濃度不明) に1.5-3ヶ月間、吸入ばく露された作業員7名に吐き気と嘔吐を伴う頭痛、うち4名には加えて血圧上昇、腎機能障害、血中カルシウム濃度異常、及び顕著な振戦が認められた (ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 14 (2000)、PATTY (6th, 2012)) との記述があり、この知見をヒト有害性影響に関する唯一の知見として、関連物質 (o-異性体 (CAS No.: 95-48-7)、p-異性体 (CAS No.: 106-44-5)、クレゾール (CAS No.: 1319-77-3)) の分類に利用した。実験動物では、本物質をラットに13週間強制経口投与した試験において区分2相当の50 mg/kg/dayで自発運動の減少、流涎、呼吸数の減少、努力呼吸がみられている (NITE初期リスク評価書 (2007)、ATSDR (2008))。また、マウス又はラットに本物質を28日間混餌投与した試験において、マウスでは区分2相当量 (66-193 mg/kg/day: (90日換算: 20.5-60.0 mg/kg/day相当)) で、ラットでは区分に該当しないの高用量 (862-870 mg/kg/day (90日換算: 268-271 mg/kg/day相当)) で肝臓相対重量の増加がみられ、さらに高用量で両種とも腎臓相対重量の増加がみられている (NITE初期リスク評価書 (2007)、ATSDR (2008))。本物質については、ヒトの混合物ばく露、並びに実験動物での本物質単独ばく露による有害性知見に加えて、関連物質であるo-異性体 (CAS No.: 95-48-7)、p-異性体 (CAS No.: 106-44-5)、クレゾール (CAS No.: 1319-77-3) の分類結果との整合性も考慮した結果、分類は区分1 (中枢神経系、心血管系、腎臓)、区分2 (呼吸器、血液系、肝臓) とした。
長期または反復暴露による中枢神経系、心血管系、腎臓の障害 (区分1)
長期または反復暴露による呼吸器、血液系、肝臓の障害のおそれ (区分2)
- 誤えん有害性 : データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

- 生態毒性
- 水生環境有害性 短期 (急性) : 魚類 (グッピー) の96時間LC50 = 2.31 mg/L (SIDS, 2003)
水生生物に毒性 (区分2)
- 水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分に該当しない。
急性毒性区分2であるが、急速分解性があり (OECD 301Dによる28日後の分解度: 65-90%、OECD 301Cによる40日後の分解度: 80-95% (いずれもSIDS, 2003))、生物蓄積性が低い (魚類 (Leuciscus idus melanotus) のBCF=20 (SIDS, 2003)) ことから、区分に該当しないとした。
- 残留性・分解性 : 良分解性。BOD分解度 > 65%
- 生物蓄積性 : 低濃縮性。BCF = 20
- 土壤中の移動性 : データなし
- オゾン層への有害性 : 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていない

ため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
(参考)(1) 燃焼法
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーン及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。
(2) 活性汚泥法
生分解性があるので、低濃度の廃水は活性汚泥処理が可能である。
- 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 153

国際規制

海上規制情報 (IMDGコード/IMOの規定に従う)

UN No. : 2076
Proper Shipping Name : CRESOLS, LIQUID
Class : 6.1 (毒物)
Sub Risk : 8 (腐食性物質)
Packing Group : II
Marine Pollutant : No (非該当)
TRANSPORT IN BULK ACCORDING TO ANNEX II OF MARPOL 73/78 AND THE IBC CODE
POLLUTANT CATEGORY : Y (クレゾール)
Limited Quantity : 100mL

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 2076
Proper Shipping Name : Cresols, liquid
Class : 6.1
Sub Risk : 8
Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 (消防法、毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 2076
品名 : クレゾール (液体)
クラス : 6.1
副次危険 : 8
容器等級 : II
海洋汚染物質 : 非該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y (クレゾール)

少量危険物許容量 : 100mL

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 2076
品名 : クレゾール (液体)
クラス : 6.1
副次危険 : 8
等級 : II

少量輸送許容物件

許容量 : 0.5L

- 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある

る場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
 重量物を上積みしない。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 車輛等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号第141号「クレゾール」、対象重量%は 1)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号第141号「クレゾール」、対象重量%は 0.1)
 (別表第9)
 第2種有機溶剤等
 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境測定基準、作業環境評価基準
- 化審法 : 優先評価化学物質 No.156「クレゾール」(官報公示日:2013/12/20)
 優先評価化学物質の評価対象;人健康影響
- 労働基準法 : 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)
- 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) :
 ・種別 「第1種指定化学物質」
 ・政令番号 「1-86」〔ただし、R5年4月1日から「1-110」に変更〕
 ・政令名称 「クレゾール」
- 消防法 : 危険物第四類引火性液体 第三石油類 非水溶性液体、指定数量2000L
 危険等級
- 毒物及び劇物取締法 : 劇物「クレゾール」(法別表第二第15号)、包装等級
- 船舶安全法 : 毒物類・毒物(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
- 航空法 : 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
- 海洋汚染防止法 : 有害物質 Y類物質(施行令別表第1)
- 水質汚濁防止法 : 指定物質「フェノール類及びその塩類」(施行令第三条の三)
 事故等により大量に排出した場合、知事への届出が必要。
 生活環境項目(施行令第三条第一項)
 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」
 【排水基準】160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下)
 (注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
- 輸出貿易管理令 : キャッチオール規制(別表第1の16項)
 HSコード:2907.12
 第29類 有機化学品
 ・輸出統計番号(2021年版):2907.12-000
 「フェノール及びフェノールアルコール
 - 一価フェノール:クレゾール及びその塩」
 ・輸入統計番号(2021年10月22日版):2907.12-000
 「フェノール及びフェノールアルコール
 - 一価フェノール:クレゾール及びその塩」

16. その他の情報

(注)本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項:

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献:

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社
 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2007)
 化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編
 化学大辞典 共同出版
 安衛法化学物質 化学工業日報社
 産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版
 化学物質安全性データブック オーム社
 公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版
 化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修
 Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM
 GHS分類結果データベース nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。